

インド知財情報メール：第 2020-1 号、2020 年 3 月 26 日発行
本メールにて、当社が関わるイベントやセミナー、
インドの知的財産に関する情報をお届けします。
なお本メールは、ご関心のある方に転送して頂いて構いません。

◆◆◆-----◆◆◆---TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆

[1] インド全土で 21 日間の外出禁止措置

[2] インド知的財産庁から期限延長に関する通知

◆◆◆-----◆◆◆---TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆

[1] インド全土で 21 日間の外出禁止措置

インドは 3 月 25 日、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、約 13 億人の国民らを対象に全土で 21 日間の外出禁止措置を始めました。インドのモディ首相が 24 日夜、国民向けのテレビ演説で、「全土を完全封鎖し、人々が家から出ることを全面的に禁じる」と表明しました。買い物など生活に必要な外出や、食料品店や銀行などの店舗の営業は認められますが、裁判所、インド知的財産庁、郵便局、宅配便は閉鎖されています。

現在のところ外出禁止措置は 4 月 14 日までですが、4 月 15 日からすべてが平常に戻る可能性は低いです。

[2] インド知的財産庁から期限延長に関する通知

インド知的財産庁は、次のような通知をホームページで公開しました。

「インド知的財産庁は 3 月 25 日から 21 日間業務を停止する。この 21 日間に入るあらゆる期限はインド知的財産庁が業務を再開する日まで延長される。」

現在のところ、外出禁止措置は 4 月 14 日までですから、インド知的財産庁は 4 月 15 日から業務を再開することになり、3 月 25 日～4 月 14 日の間に入るあらゆる期限は 4 月 15 日まで延長されます。

なお、インドの特許規則によりますと、インド知的財産庁に書類が配達された日が受領日となります（特許規則 6(1)）。そこで、3 月 25 日～4 月 14 日の間に法定期限が入る手続きの書類を郵送したとしましょう。この期間中に郵便配達は行われませんので、大量の郵便が郵便局に溜まることが予想されます。従って、この書類が 4 月 15 日にインド知的財産庁に配達される可能性は低いいため、法定期限を徒過してしまう可能性があります。

日本から EMS や DHL で原本などの書類を送っても配達は行われません。書類が紛失する可能性がありますので、しばらくはインドへ書類を送るべきではないと考えます。

なお、インド知的財産庁のオンラインポータル（オンラン出願用のホームページ）は問題なく機能していますので、オンランによる出願や書類の提出はいまのところは問題ありません。そこで、可能な限り期限内にオンラインで書類を提出するように現地代理人に指示することを提案します。

多くの現地代理人は、2 週間前から、技術者や事務員が在宅勤務できるように準備してきたと伺っています。従って、現地代理人に電子メールで書類を送れば、オンラインで書類を提出することは問題なく行われると思います。

株式会社サンガム IP は、東京にオフィスがあるインドの知的財産を専門に扱う会社です。
インドにおける特許・意匠・商標の権利化、権利行使、調査、情報収集について日本語でご相談が可能です。

- ◇本メールは当社のホームページから登録された方にお送りしております。
- ◇メール配信の中止をご希望の場合、大変お手数をおかけいたしますが、本メールに返信して頂き、その際に件名に「削除」とご記入くださいますようお願い申し上げます。
- ◇メールアドレスの変更を希望されます方は、本メールに返信して頂き、その際に件名に新メールアドレスと会社名をご記入くださいますようお願い申し上げます。